

国立大学法人京都大学教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (採用時の提出書類) 第6条 教職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類をすみやかに大学に提出しなければならない。 (1) 履歴書 (2) 学歴に関する証明書 (3) } (略) (4) } (5) } 2</p> <p>(中 略) (解雇予告) 第26条 第24条の規定により教職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか、又は労基法に定める平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の教職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は行政官庁の<u>承認</u>を受けた場合はこの限りでない。 2 } (略) 3</p> <p>(中 略) (職務専念義務免除期間) 第34条 教職員は、次の各号の一に該当する場合には、職務専念義務を免除される。 (1) } (略) (2) } (3) <u>勤務時間内に過半数代表者として協議することを承認された期間</u> (4) (略) (中 略) (入構禁止又は退出) 第39条 教職員が次の各号の一に該当するときは、その<u>入構</u>を禁止し、又は<u>退出</u>させることがある。 (1) 職場の<u>風紀秩序</u>をみだし、又はそのおそれのあるとき (2) } (略) (3) } (4) } 2 前項の規定により<u>入構</u>を禁止させられたときは欠勤、所定の終業時刻前に<u>退出</u>させられたときは早退として取り扱うものとし、給与を支払わない。  (中 略)</p>	<p>(採用時の提出書類) 第6条 教職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類をすみやかに大学に提出しなければならない。 (1) <u>大学が指定する履歴書</u>  (2) } (同 左) (3) } (4) } 2</p> <p>(解雇予告) 第26条 第24条の規定により教職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか、又は労基法に定める平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の教職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は行政官庁の<u>認定</u>を受けた場合はこの限りでない。 2 } (同 左) 3</p> <p>(職務専念義務免除期間) 第34条 } (同 左) (1) } (2) }  (3) (同 左)</p> <p>(出勤禁止又は退勤命令) 第39条 教職員が次の各号の一に該当するときは、その<u>出勤</u>を禁止し、又は<u>退勤</u>を命ずることがある。 (1) 職場の<u>風紀若しくは秩序</u>をみだし、又はそのおそれのあるとき (2) } (同 左) (3) } (4) } 2 前項の規定により<u>出勤</u>を禁止させられたときは欠勤、所定の終業時刻前に<u>退勤</u>を命ぜられたときは早退として取り扱うものとし、給与を支払わない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(懲戒)</p> <p>第48条 教職員が次条の規定による懲戒事由に該当する場合は、これに対し次の各号に定める区分に応じ懲戒することができる。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 懲戒解雇 <u>行政官庁の認定を受けて、即時に解雇する。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(発明)</p> <p>第65条 教職員の発明(特許権、実用新案権及び意匠権)については、<u>京都大学発明規程(平成16年達示第96号)</u>による。</p>	<p>(懲戒)</p> <p>第48条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 懲戒解雇 <u>予告期間を設けずに解雇する。</u></p> <p>(発明)</p> <p>第65条 (同 左)</p> <p><u>第16章 公益通報者の保護等</u>  <u>(公益通報者の保護等)</u></p> <p><u>第66条 公益通報者の保護等については、京都大学における公益通報者の保護等に関する規程(平成17年達示第88号)による。</u></p> <p>附 則  この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>